

広島県告示第三百七号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第五百一号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡熊野町	大池（別表一のとおり）
広島県福山市	岡本池（別表七のとおり）
広島県三次市	大樽池（別表九のとおり）
広島県山県郡北広島町	正田ため池（別表十のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸高田市	祇園谷上池外二箇所（別表二のとおり）
広島県福山市	水溜上池（別表七のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第八十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡熊野町	荒谷上池（別表一のとおり）
広島県府中市	妙ヶ原池（別表八のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県福山市	立石池外二箇所（別表七のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第六百号	
	所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸高田市		富田池上外七箇所(別表二のとおり)
広島県庄原市		池外一箇所(別表三のとおり)
広島県神石郡神石高原町		豊田池(別表四のとおり)
広島県東広島市		新池下池(別表五のとおり)
広島県広島市		横田池(別表六のとおり)
広島県福山市		個人池8(別表七のとおり)
広島県府中市		薬師池(別表八のとおり)
広島県山県郡北広島町		滝ヶ迫(別表十のとおり)

別表一から別表十までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。